

# (案)

別表 市加算運営費

参考資料1-11

①～⑨ 旧市加算分等

項目	内容	加算額
① 給食費	利用する子どもの給食内容を向上させるために、国の公定価格中の給食費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 月額528円
② 行事用給食費	行事時の特別給食のため、国の公定価格中の給食費に子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 月額113円
③ 冷暖房費	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の冷暖房費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 月額58円
④ 特別扶助費	施設職員の待遇改善を図り、もって利用する子どもの処遇を向上させるため、6月と12月の賞与期に、国の公定価格中の人件費に、子ども1人当り定額単価を各初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 賞与月(6月・12月)に 各12,600円
⑤ 一般生活費	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の給食材料費や保育材料費等の一般生活費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 月額840円
⑥ 児童災害共済掛金	利用する子どもの施設管理下における災害に備えて、災害共済給付制度等の掛金を、国の公定価格中の事業費に、子ども1人当り定額単価を掛金支払子ども数分加算するもの(ただし、当年度中の最初に在籍した月に1回のみ加算)	子ども1人当り 1回375円
⑦ 市主任保育士専任加算	平成23年度以降開設した保育所のうち、国の公定価格上の主任保育士専任加算の支給対象となっていない60人以上定員の施設に対して、国の主任保育士専任加算相当分として、1施設当り月額単価を加算するもの	1施設当り 月額250,000円
⑧ 障害児保育費	<p>障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに対して、保育士等の加配を行い、対象となる子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の人件費に、障害の程度に応じた対象児1人当り月額単価を対象子ども数分加算するもの&lt;認定基準&gt;</p> <p>■重度：特別児童扶養手当1級、身体障害者手帳1級もしくは療育手帳A1の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども</p> <p>■中度：特別児童扶養手当2級、身体障害者手帳2級もしくは療育手帳A2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども</p> <p>■軽度：身体障害者手帳3～6級もしくは療育手帳B1～B2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども</p>	<p>対象児1人当り ■重度：月額241,400円 ■中度：月額193,120円 ■軽度：月額120,700円</p>
⑨ 補足給付費	生活保護世帯の子どもに対して、保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収額を減免する場合に、その補填として、対象児1人当り月額単価を限度に対象子ども数分加算するもの	対象児1人当り 月額2,500円(限度額)

## (案)

### ⑩－1 延長保育費 基本分・加算分

延長保育を実施する施設に対して、各施設の各月の実延長保育時間の区分と土曜延長の実施有無に応じて、延長保育に要する経費(補食代実費微収分を除く)として、利用する子ども6人までの月額基本分と7人目から1人当りの月額加算分を加算する(利用する子どもが6人未満の場合は、月額基本分／6人(小数点以下切捨て)×利用する子ども数とする)もの。

なお、当該人数には、保育標準時間認定子どもと保育短時間認定子どもであって、11時間の開所時間を超えて、延長保育を利用した子ども数を換算するものとする。

実延長保育時間	土曜延長	基本分		加算分	
朝／夕 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 91,000円	7人目から 1人当り	月額 1,600円
	実施なし		月額 75,800円		
夕 1時間	実施あり	6人まで	月額 182,000円	7人目から 1人当り	月額 3,200円
	実施なし		月額 151,700円		
夕 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 273,000円	7人目から 1人当り	月額 4,800円
	実施なし		月額 227,500円		
夕 2時間	実施あり	6人まで	月額 364,000円	7人目から 1人当り	月額 6,400円
	実施なし		月額 303,300円		
夜間保育の朝 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 128,200円	7人目から 1人当り	月額 2,800円
	実施なし		月額 106,800円		
夜間保育の朝 1時間	実施あり	6人まで	月額 256,400円	7人目から 1人当り	月額 5,600円
	実施なし		月額 213,700円		
夜間保育の朝 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 384,500円	7人目から 1人当り	月額 8,400円
	実施なし		月額 320,400円		
夜間保育の朝 2時間	実施あり	6人まで	月額 512,700円	7人目から 1人当り	月額 11,200円
	実施なし		月額 427,300円		

### ⑩－2 延長保育費 保育短時間認定児延長保育加算分

保育短時間認定子どもが各施設の8時間のコアタイムの範囲を超えて、11時間の開所時間の範囲内で、延長保育を利用した場合に、当該延長保育に要する経費として、0.5時間単位で1人当り月額加算分を加算するもの

延長保育時間	加算分
0.5時間単位	1人当り月額 1,600円

### ⑩－3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分

延長保育の実施に伴い、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに係る経費や生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもの保育料免除分の補填として、当該子どもの各月の延長保育時間に応じた1人当り月額加算分を加算するもの

項目	延長保育時間	加算分
障害児保育分	0.5時間	1人当り月額 6,030円
	1時間	1人当り月額 12,060円
	1.5時間	1人当り月額 18,090円
	2時間	1人当り月額 24,120円
保育料免除分	0.5時間	1人当り月額 1,000円
	1時間	1人当り月額 2,000円
	1.5時間	1人当り月額 3,000円
	2時間	1人当り月額 4,000円

# (案)

⑪～⑭ 市職員雇用費等

項目	内容	加算額
⑪ 休憩休息保育士雇用費	<p>利用する子どもの待遇向上及び施設職員の待遇改善を図るために、各施設に必要な条例上の保育士（公定価格上、3歳児配置改善加算の対象となる施設にあっては、当該配置保育士数を含む。以下同じ。）4人につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 基本分 加算分 月額1人当たり 142,100円 + (6,600円 × 处遇改善等加算率)</p> <p>■対象職員数 毎月初日の在籍子ども数と利用定員数で、条例上の基準（公定価格上、3歳児配置改善加算の対象となる施設にあっては、条例上の3歳児の配置基準を15:1に置き換えるものとする。以下同じ。）に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数のより多い人数を4で割り返し、小数点以下を切上げた人数を限度に、毎月、必要となる条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士数を超えて配置されている常勤保育士（1日6時間以上かつ月20日以上勤務の保育士をいう。以下同じ。）数とする。</p> <p>■支給月数 給与分 賞与分 12箇月 + 4,45箇月 給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用月数（半月単位とする。以下同じ）によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって6月と12月に2,225箇月ずつ支給するものとする。</p>
⑫ 年休代替保育士雇用費	<p>利用する子どもの待遇向上及び施設職員の待遇改善を図るために、各施設に必要な条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩休息保育士を配置した上で、1施設につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 基本分 加算分 月額1人当たり 142,100円 + (6,600円 × 处遇改善等加算率)</p> <p>■対象職員数 各施設1人とする。ただし、毎月、必要となる条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩休息保育士の数を超えて配置されている常勤保育士がいる場合に限る。</p> <p>■支給月数 給与分 賞与分 12箇月 + 4,45箇月 給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって6月と12月に2,225箇月ずつ支給するものとする。</p>
⑬ 看護師雇用補助費	<p>利用する子どもの待遇向上及び施設職員の待遇改善を図るために、1施設につき1人の常勤看護師の配置に上乗せして要する経費を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 月額1人当たり 52,200円</p> <p>■対象職員数 各施設1人とする。</p> <p>■支給月数 給与分 賞与分 12箇月 + 4,45箇月 給与分は対象となる常勤看護師の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤看護師数によって6月と12月に2,225箇月ずつ支給するものとする。</p>
⑭ 調理員雇用費	<p>利用する子どもの待遇向上及び施設職員の待遇改善を図るために、公定価格上の基準常勤調理員数に加えて、市が定める定員数に応じた常勤調理員の加配に要する経費を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 基本分 加算分 月額1人当たり 123,400円 + (5,500円 × 处遇改善等加算率)</p> <p>■対象職員数 定員が61人以上150人以下の施設は1人、 定員が151人以上240人未満の施設は2人、 定員が240人以上の施設は3人を限度とし、 毎月、公定価格上の基準常勤調理員数（40人以下は1人、41人以上は2人）を超えて配置されている常勤調理員とする。</p> <p>■支給月数 給与分 賞与分 12箇月 + 4,45箇月 給与分は対象となる常勤調理員の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤調理員数によって6月と12月に2,225箇月ずつ支給するものとする。</p>

# (案)

項目	内容	加算額
⑯ 事務職員雇用費	事務の複雑化・電子化等に対応するため、公定価格上の事務職員雇上費に加えて、事務職員の雇用に係る経費を加算するもの。	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 定員が20人以上60人以下の施設は月額1人当り57,600円 定員が61人以上120人以下の施設は月額1人当り69,120円 定員が121人以上180人以下の施設は月額1人当り80,640円 定員が181人以上240人以下の施設は月額1人当り92,160円</p> <p>■対象職員数 各施設1人とする。</p> <p>■支給月数 12箇月とする。ただし、年間の運営月数が12箇月に満たない場合は、当該運営月数とする。</p>
⑰ 週40時間勤務保障保育士雇用費	常勤保育士の週40時間勤務を保障するため、定員が60人以上の施設に対し、臨時の任用保育士の雇用費を加算するもの。	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 月額1人当り24,140円</p> <p>■対象職員数 毎月初日の在籍子ども数と利用定員数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに<u>小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで</u>必要保育士数を算出し、その合計人数の<u>小数点以下を四捨五入</u>した人数のより多い人数に1人を加えた人数とする。</p> <p>■支給月数 12箇月とする。ただし、年間の運営月数が12箇月に満たない場合は、当該運営月数とする。</p>
⑱ 産休明け保育対応保育士雇用費	産休明け(生後5箇月未満)の子どもが利用している施設に対し、産休明け保育対応保育士を対象児2人につき1人加配するための雇用費を加算するもの。	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 月額1人当り244,500円</p> <p>■対象職員数 毎月初日の生後5箇月未満の在籍子ども数に応じて、2:1の基準に基づき、必要保育士数を算出し、小数点以下切上げとした人数を限度に、実際に配置している産休明け保育対応保育士の数(非常勤保育士による場合は常勤換算した数)とする。</p> <p>■支給月数 月初日に対象児が在籍する月数とする。</p>
⑲ 産休等代替臨時職員雇用費	有給による産休・病休制度を有する事業者が運営する施設に対し、常勤職員が出産又は傷病により長期休暇する場合に、その代替となる臨時の任用職員を雇用する経費を加算するもの。	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給日数】</p> <p>■単価 以下の代替職員の職種に応じて定められた日額単価の範囲内で、実際の雇用契約内容から算出した額(日給換算とし日額交通費を含む、ただし10円未満切捨て)とする。 保育士の場合は、日額1人当り10,070円を限度とする。 栄養士の場合は、日額1人当り9,640円を限度とする。 看護師の場合は、日額1人当り11,170円を限度とする。 准看護師の場合は、日額1人当り9,420円を限度とする。 調理員の場合は、日額1人当り<u>9,100円</u>を限度とする。 保育士補助等の場合は、日額1人当り<u>9,100円</u>を限度とする。 事務員の場合は、日額1人当り<u>9,100円</u>を限度とする。</p> <p>■対象職員数 産休・病休職員1人対し、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員1人とする。</p> <p>■支給日数 産休代替の場合は、産休職員の出産予定日の8週間前の日(多胎妊娠の場合は14週間前の日)から産後8週間を経過する日までの期間で、現に代替職員が勤務した日数(半日単位で合算し、1日に満たない場合は切捨て。以下同じ)とする。 病休代替の場合は、病休職員の休業開始日から6箇月を経過するまでの期間で、現に代替職員が勤務した日数とする。</p>
⑳ 市処遇改善等加算Ⅱ	公定価格上の処遇改善等加算Ⅱにおいて、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる職員の経験年数が3~6年目の者と7年以上の者がいる施設に対し、十分に賃金改善額の分配を行えない場合に、賃金改善額を補完するもの。	<p>■単価 【 加算保障額一配分可能額 = 単価 】 公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの配分可能額(副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額)に対し、処遇改善等加算Ⅰの算定基礎となる職員の経験年数が3~6年目の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者(いずれも園長を除く)に4万円を配分(加算保障額)した場合、不足する額。</p> <p>■対象職員数 1日6時間以上かつ月20日以上勤務の者であり、4月1日又は開設日に在籍する者とし、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの算定基礎となる職員数に1人を加えた人数(ただし園長を除く)を上限とする。</p> <p>■支給月数 市処遇改善等加算Ⅱの実施月数</p>

## (案)

項目	内容	加算額
⑩-1 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費	<p>収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置として、公定価格上の配置基準に基づき算定した保育士等に対する処遇改善に要する費用を加算するもの。</p>	<p>■単価 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について(令和3年12月23日付け府子本第1203号)」における賃金改善部分及び国家公務員給与改定対応部分それぞれについて、「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について(令和4年1月14日付け府子本第18号)」に基づき、次により算出された額 補助基準額×令和3年度年齢別平均利用児童数(見込) ■支給月数 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費の実施月数</p>
⑩-2 市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費	<p>収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置として、市が公定価格上の算定基準を超えて加配を求める保育士等に対する処遇改善に要する費用を右記の加算額の範囲内で加算するもの。</p>	<p>■単価 月額1人当たり11,000円 ■対象職員数 令和3年度における①休憩休憩保育士雇用費、②年休代替保育士雇用費及び④調理員雇用費それぞれの平均配置人数(見込)を算出し、その合計人数に一時保育を実施している施設については、2人を上限として加えた人数とする。 ■支給月数 市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費の実施月数</p>
⑪ 指導用給食費	<p>利用する子どもの給食指導のため、保育士の指導用として用意する給食の費用を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】          ■単価 月額1人当たり1,795円          ■対象職員数 毎月初日の在籍子ども数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数に2人を加えた人数とする。          ■支給月数 12箇月とする。ただし、年間の運営月数が12箇月に満たない場合は、当該運営月数とする。</p>

## (案)

### ②嘱託医手当

利用する子どもの健康管理の充実を図るため、毎月の定期健康診断（随時の入園前健康診断を含む）の実施等に伴う嘱託医への手当を、公定価格中の嘱託医手当に加算するもの。

項目	定員区分	上段：加算額、下段：園医報酬基準額
嘱託医手当	40人以下定員の施設	月額 7,830円 (月額 21,400円)
	41～60人定員の施設	月額 18,530円 (月額 32,100円)
	61～90人定員の施設	月額 36,330円 (月額 49,900円)
	91～120人定員の施設	月額 39,430円 (月額 53,000円)
	121～150人定員の施設	月額 42,130円 (月額 55,700円)
	151～180人定員の施設	月額 45,230円 (月額 58,800円)
	181～210人定員の施設	月額 59,430円 (月額 73,000円)
	産休明け保育実施民営化施設(91～120人定員)	月額 50,430円 (月額 64,000円)
	産休明け保育実施民設化施設(121～150人定員)	月額 53,130円 (月額 66,700円)
	乳児専門施設	月額 60,630円 (月額 74,200円)
	240人定員の施設	月額 78,860円 (月額 92,430円)

### ③入園前健康診断手当

新たに利用を開始する子どもの健康状況を把握するため、4月一斉入所前に健康診断を実施するための嘱託医への手当を、2月に加算するもの。

項目	定員区分	加算額
入園前健康診断手当	60人以下定員の施設	21,400円
	61～180人定員の施設	32,100円
	181～240人定員の施設	42,800円

### ④歯科検診事業費

利用する子どもに歯科検診を実施するため、歯科医への手当として、公定価格中の人件費に加算するもの。

項目	定員区分	加算額
歯科検診事業費	60人以下定員の施設	年額 28,000円
	61～90人定員の施設	年額 31,000円
	91～120人定員の施設	年額 34,000円
	121～150人定員の施設	年額 37,000円
	151～180人定員の施設	年額 40,000円
	181～210人定員の施設	年額 43,000円
	211～240人定員の施設	年額 46,000円

## (案)

### ㉕ 市第三者評価受審加算

第三者評価の受審を促進するため、公定価格中の第三者評価受審加算に加えて、第三者評価の受審に要する費用を加算限度額の範囲内で加算するもの。

項目	加算額
市第三者評価受審加算	<ul style="list-style-type: none"><li>■加算限度額 1施設当たり1回100,000円</li><li>■加算時期 3月とする。</li><li>■加算条件 1施設に対し、5年に1回の加算とする。</li></ul>

### ㉖ 地域活動事業費

地域の子育て支援を推進するため、以下の表中の加算条件を満たす場合に、当該事業の実施に要する費用を加算限度額の範囲内で加算するもの。

項目	加算額												
地域活動事業費	<ul style="list-style-type: none"><li>■加算限度額 1施設当たり年額200,000円</li><li>■加算時期 2~3月とする。</li><li>■加算条件 以下の5事業のうち複数事業を実施するものとする。<table border="1"><thead><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>世代間交流等事業</td><td>老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。</td></tr><tr><td>異年齢児交流等事業</td><td>保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。</td></tr><tr><td>育児講座・育児と仕事両立支援事業</td><td>地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。</td></tr><tr><td>地域の特性に応じた保育需要への対応事業</td><td>地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。</td></tr><tr><td>保育所体験特別事業</td><td>適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。</td></tr></tbody></table></li></ul>	事業名	事業内容	世代間交流等事業	老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。	異年齢児交流等事業	保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。	育児講座・育児と仕事両立支援事業	地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。	地域の特性に応じた保育需要への対応事業	地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。	保育所体験特別事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。
事業名	事業内容												
世代間交流等事業	老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。												
異年齢児交流等事業	保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。												
育児講座・育児と仕事両立支援事業	地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。												
地域の特性に応じた保育需要への対応事業	地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。												
保育所体験特別事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。												

### ㉗ 市休日保育加算

休日保育事業において、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもの受け入れを行った場合に、保育士等の加配に要する経費として、公定価格中の休日保育加算に加えて加算するもの。

項目	加算額
市休日保育加算 (障害児受入分)	<ul style="list-style-type: none"><li>■加算単価 日額4,830円</li><li>■加算条件 障害児の認定は、⑧の認定基準に準じて、別途行うものとする。</li></ul>

## (案)

### ㉙ 市賃借料加算

項目	内容	加算額
㉙ 市賃借料加算	<p>賃借物件により運営する施設に対して、安定的な事業継続を確保するため、公定価格中の賃借料加算に加えて、市が定める加算上限額の範囲内で賃借料の加算を行うもの。</p>	<p><b>【算定方法】</b> 市が定める月の加算上限額 - 当月の公定価格中の賃借料加算額</p> <p>■市が定める月の加算上限額 各施設の定員区分に応じて、以下の表中の方法により算定した額。</p> <p>■当月の公定価格中の賃借料加算額 公定価格に基づく加算単価に当月の在籍子ども数を乗じた額。</p>

### 市が定める月の加算上限額の算定方法

60人未満定員施設 (※)	<p><b>【算定方法】</b> 以下の地域区分ごとの加算基準額(月額)の範囲内で、実際に要する賃借料月額を加算上限額とする。ただし、その額に100円未満の端数があった場合は、これを切捨てるものとする。</p> <p>■加算基準額 A地域: 月額541,500円 B地域: 月額511,500円 C地域: 月額451,500円</p>																																										
	<p><b>【算定方法】</b> 以下の算定上の園舎・園庭面積に地域区分ごとの加算基準単価(月額)を乗じた額の範囲内で、実際に要する賃借料月額を加算上限額とする。ただし、その額に100円未満の端数があった場合はこれを切捨てるものとする。</p> <p>■算定上の園舎面積 以下の表に基づき算定された基準面積と実園舎面積のうち、小さい方の面積を算定上の園舎面積とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">基準面積</th> </tr> <tr> <th colspan="4">以下の基本面積+加算面積</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本面積</th> <th colspan="2">加算面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">以下の定員区分別の1人当り面積 × 定員数</td> <td colspan="2">以下の加算要件に該当する場合、加算面積を加算</td> </tr> <tr> <th>定員区分</th> <th>1人当り面積</th> <th>加算要件</th> <th>加算面積</th> </tr> <tr> <td>60～90人</td> <td>7.4m<sup>2</sup></td> <td rowspan="3">低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積</td> <td rowspan="3">36.0m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>91～120人</td> <td>7.2m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>121～150人</td> <td>7.0m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>151～180人</td> <td>6.7m<sup>2</sup></td> <td rowspan="2">一時保育室併設 加算面積</td> <td rowspan="2">67.0m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>181～210人</td> <td>6.6m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>211～240人</td> <td>6.5m<sup>2</sup></td> <td rowspan="2">地域子育て支援 センター併設加算面積</td> <td rowspan="2">80.3m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>241～270人</td> <td>6.4m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>■算定上の園庭面積 上記園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であって、認可基準を満たす園庭について、2歳以上定員数に6.6m<sup>2</sup>を乗じた面積と実園庭面積のうち、小さい方の面積を算定上の園庭面積とする。</p> <p>■加算基準単価 A地域: 月額1m<sup>2</sup>当たり2,200円 B地域: 月額1m<sup>2</sup>当たり1,600円 C地域: 月額1m<sup>2</sup>当たり1,300円</p>	基準面積				以下の基本面積+加算面積				基本面積		加算面積		以下の定員区分別の1人当り面積 × 定員数		以下の加算要件に該当する場合、加算面積を加算		定員区分	1人当り面積	加算要件	加算面積	60～90人	7.4m <sup>2</sup>	低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	36.0m <sup>2</sup>	91～120人	7.2m <sup>2</sup>	121～150人	7.0m <sup>2</sup>	151～180人	6.7m <sup>2</sup>	一時保育室併設 加算面積	67.0m <sup>2</sup>	181～210人	6.6m <sup>2</sup>	211～240人	6.5m <sup>2</sup>	地域子育て支援 センター併設加算面積	80.3m <sup>2</sup>	241～270人	6.4m <sup>2</sup>		
基準面積																																											
以下の基本面積+加算面積																																											
基本面積		加算面積																																									
以下の定員区分別の1人当り面積 × 定員数		以下の加算要件に該当する場合、加算面積を加算																																									
定員区分	1人当り面積	加算要件	加算面積																																								
60～90人	7.4m <sup>2</sup>	低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	36.0m <sup>2</sup>																																								
91～120人	7.2m <sup>2</sup>																																										
121～150人	7.0m <sup>2</sup>																																										
151～180人	6.7m <sup>2</sup>	一時保育室併設 加算面積	67.0m <sup>2</sup>																																								
181～210人	6.6m <sup>2</sup>																																										
211～240人	6.5m <sup>2</sup>	地域子育て支援 センター併設加算面積	80.3m <sup>2</sup>																																								
241～270人	6.4m <sup>2</sup>																																										

※ただし、当初、60人未満定員であった施設が定員増により、60人以上定員施設となった場合で、60人未満定員施設の算定方法によった方が加算上限額が大きい場合は、上記定員区分によらずに、60人未満定員施設の算定方法によることができるものとする。

### 市が定める月の加算上限額の算定における各地域区分となる保育所

A地域	鹿島田、新川崎、武蔵小杉、新丸子、元住吉、武蔵溝ノ口、溝の口、高津、梶が谷、登戸、向ヶ丘遊園の各駅を最寄りとしその駅からの道のりが1km以内にある保育所
B地域	川崎大師、鈴木町、港町、京急川崎、川崎、川崎新町、小田栄、尻手、矢向、平間、向河原、武蔵中原、武蔵新城、二子新地、宮崎台、宮前平、鷺沼、津田山、宿河原、稻田堤、京王稻田堤、生田、読売ランド前、百合ヶ丘、新百合ヶ丘、柿生、栗平の各駅を最寄り駅としその駅からの道のりが1km以内にある保育所
C地域	大師橋、東門前、八丁畷、久地、中野島、五月台の各駅を最寄りとしその駅からの道のりが1km以内にある保育所及び最寄り駅からの道のりが1km超にある保育所